

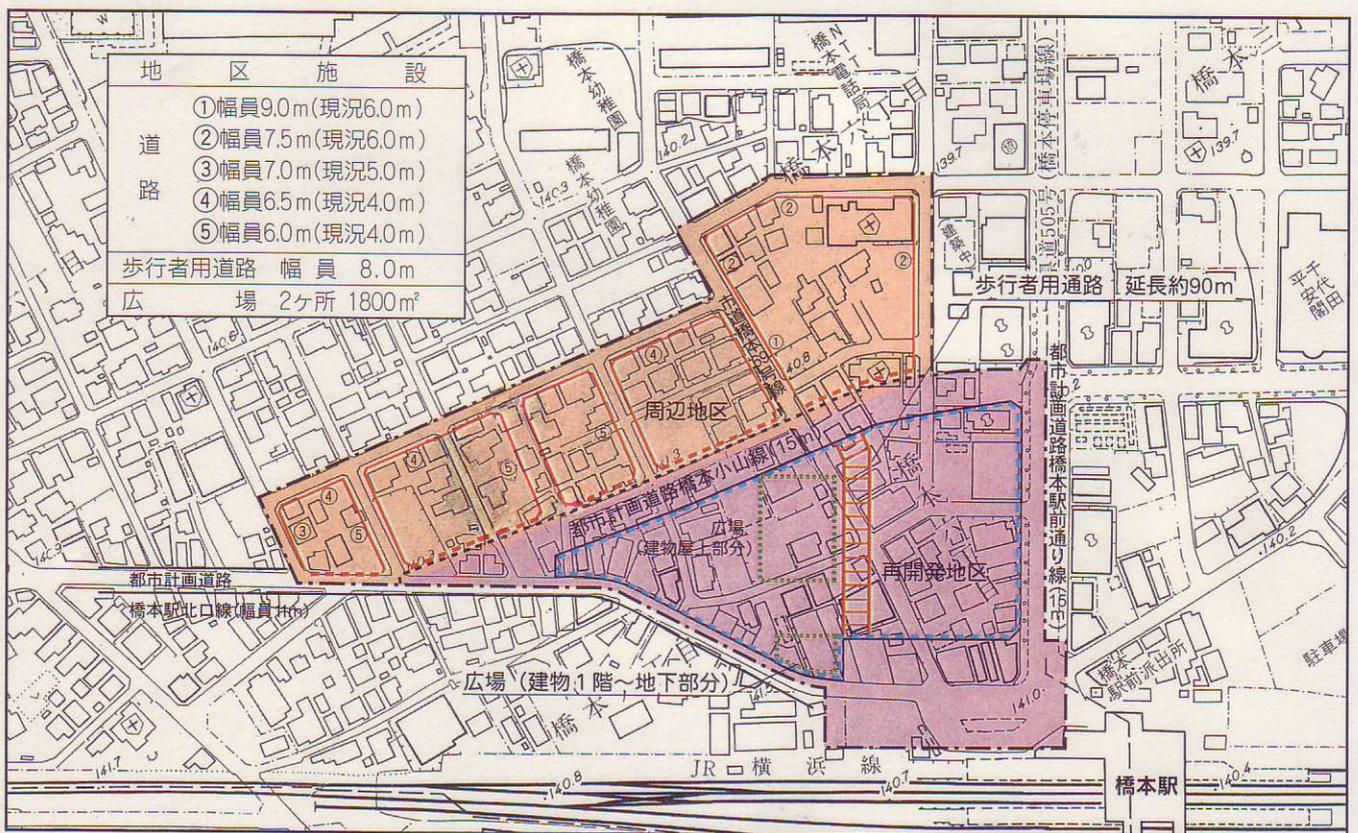
## ◀ 地区計画とまちづくり ▶

地区計画は、これからこんなまちをつくりたい、こんなまちにしたいというみなさんの希望をまとめて、それを実現するため、具体的なまちづくりのルールを決めていくものです。

現在、橋本6丁目地区では、神奈川県北部の拠点としての新しいまちづくりが進められています。そこで、より良いまちをつくるため、地区計画が定められています。

計画の趣旨をご理解いただき、まちづくりへのご協力をお願いいたします。

### ▼ 橋本6丁目地区 地区計画 区域図



#### ● 地区の概要

—●— 地区計画区域

--- 地区の区分

再開発地区  
(商業地域500/80防火)

周辺地区  
(商業地域400/80防火)

#### ● 地区施設

道路

歩行者用通路

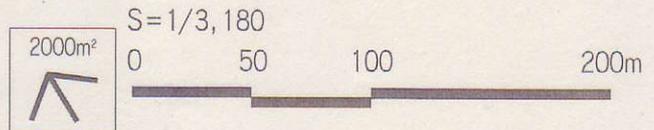
広 場

#### ● 壁面の位置

都市計画道路境界からの後退距離

2m以上

1m以上(高さ2.5m以下の部分)



※用途地域等の詳細は、都市計画課で、ご確認下さい。

▼名称

# 橋本6丁目地区 地区計画

地区計画で定められた事項をやさしく解説しました。  
詳しくは「地区計画の決定事項」をご覧ください。

## 目 標

本地区は、神奈川県北部の広域拠点として、また、本市の中心商業地として、商業・業務機能の集積を図るとともに、良好な都市環境の形成と合理的な土地利用を促進することを目標とします。

## 方 針

### 再開発 地区

駅隣接地区という立地条件を活かし、商業・業務施設の集積を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用を促進します。

### 周 辺 地区

再開発地区と調和した商業地として、商業・業務施設の集積を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用を促進します。

## 地区施設

快適なまちをつくるため、既存道路を拡幅し、都市計画道路と一体となった道路網を形成します。

また、歩行空間を確保するため歩行者用通路を設けるとともにオープンスペースを確保するため広場を配置します。

## 建物の用途

### 再開発 地区

建物の2階以下は住宅や共同住宅などとして使うことはできません。

また、個室付浴場、ヌードスタジオ等の風俗関連営業施設は、建築できません。

### 周 辺 地区

都市計画道路橋本小山線、都市計画道路橋本駅北口線又は、市道橋本69号に面する建物の1階は、住宅や共同住宅などとして使うことはできません。

ただし、敷地の間口が4 m未満の場合は制限しません。

### 共 通

工場、倉庫業を営む倉庫、危険物の貯蔵・処理をする建物は建てられません。

ただし、パン屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造業等に関わる建物は規制しません。

## 容 積 率

### 周 辺 地区

敷地面積が200㎡未満の場合は容積率の最高限度を30%とします。

## 敷地面積

### 再開発 地区

敷地面積の最低限度は500㎡とします。

# 壁面の位置

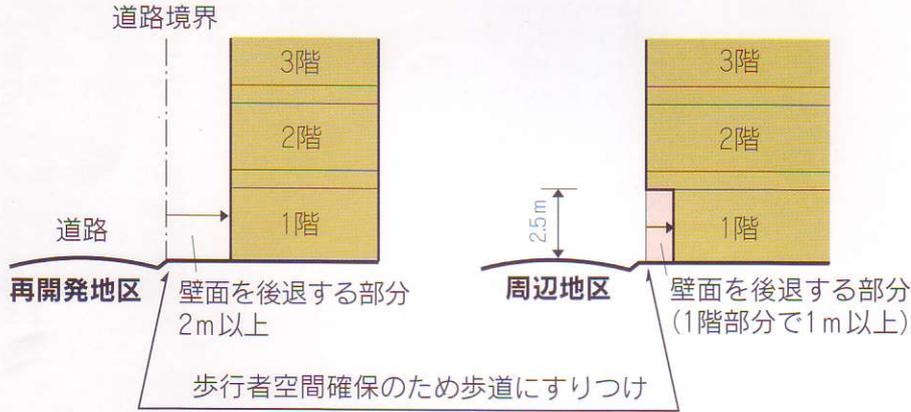
**再開発**  
地区

都市計画道路に面する建物の壁・柱の面は、都市計画道路境界から2m以上後退します。

ただし、渡り廊下その他通行等の用途に供する建築物やその部分は除外します。

**周辺**  
地区

都市計画道路に面する建物の1階に相当する部分（高さ2.5m以下）の柱・壁の面は、都市計画道路境界から1m以上後退します。



\*市では、地区計画制度によって、壁面後退部分の歩行者空間の整備に対して、商業地形成事業に基づく整備計画がある場合、『壁面後退部（民有地）のカラー舗装整備に対する補助制度』があります。

\*市では、地区計画制度によって、壁面後退等を行い歩行者空間としての空地を確保した方に奨励金を交付する『安全で快適な歩行者空間創出奨励制度』があります。

(平成3年2月28日 決定)  
(平成8年5月10日 変更)  
(平成9年1月10日 変更)

## 橋本6丁目地区 地区計画 決定事項

名称	橋本6丁目地区地区計画	
位置	相模原市橋本三丁目及び橋本六丁目	
面積	約 4.2 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR横浜線・相模線及び京王相模原線の3線結接点という立地条件により、神奈川県北部の広域拠点であり、また、本市における中心商業地であることから商業・業務地として整備する必要がある。 このため、本計画により商業・業務機能の集積を図るとともに、良好な都市環境の形成と合理的な土地利用を促進することを目標とする。
	土地利用の方針	(再開発地区) 駅至近の立地条件を活かし、商業・業務施設の集積を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用を促進する。 (周辺地区) 再開発地区と調和した商業地として、商業・業務施設の集積を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用を促進する。
	地区施設の整備方針	周辺地区については、既存の道路を拡幅し、市街地再開発事業により整備される都市計画道路と一体となった道路網を形成する。 また、再開発地区については、歩行空間の確保を図るため、市街地再開発事業による施設建築敷地に歩行者用道路を配置するとともに、オープンスペースを確保するため、広場を配置する。
	建築物等の整備方針	商業・業務施設の集積及び安全で快適な歩行者空間の確保を図るとともに、周辺地区については、敷地の共同化等により土地の合理的な活用を図り、良好な環境を創出するため建築物を適切に誘導する。
	緑化の方針	潤いある市街地環境の形成を図るため、広場を配置し、緑化を推進する。

地区施設 配置及び 規模	道 路	幅員9.0m 延長約57m、幅員6.5m 延長約203m 幅員7.5m 延長約212m、幅員6.0m 延長約144m 幅員7.0m 延長約32m	
	歩行者用通路	幅員8.0m 延長約90m	
	広 場	2か所 約1,800㎡	
	地区の 区 分	再 開 発 地 区	周 辺 地 区
	区分の名称		
	区分の面積	約 2.3 ha	約 1.9 ha
	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	<p>1 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築物の2階以下の部分を住宅又は共同住宅、寄宿舍若しくは下宿の用途に供するもの（これらの用途の部分又はこれらの用途に附属するもので入口ホール、階段、建築設備諸室、自動車又は自転車の駐車施設、物置、管理人室等は除く。）</p> <p>(2) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p> <p>(6) 建築基準法別表第2(ち)項第4号に掲げる個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業を営む工場は、この限りでない。</p> <p>(1) 原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの</p> <p>(2) 建築基準法別表第2(と)項第3号(5)に掲げる事業中裁縫及び編物</p> <p>(3) 建築基準法別表第2(と)項第3号(12)に掲げる印刷</p>	<p>1 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 敷地が都市計画道路3.5.8号橋本小山線、都市計画道路3.6.3号橋本駅北口線又は市道橋本69号に接する建築物で、その1階部分を住宅又は共同住宅、寄宿舍若しくは下宿の用途に供するもの（これらの用途の部分又はこれらの用途に附属するもので入口ホール、階段、建築設備諸室、自動車又は自転車の駐車施設、物置、管理人室等は除く。）</p> <p>ただし、都市計画道路3.5.8号橋本小山線、都市計画道路3.6.3号橋本駅北口線又は市道橋本69号に接する敷地の各部分の長さが4メートル未満である建築物の場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業を営む工場は、この限りでない。</p> <p>(1) 原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの</p> <p>(2) 建築基準法別表第2(と)項第3号(5)に掲げる事業中裁縫及び編物</p> <p>(3) 建築基準法別表第2(と)項第3号(12)に掲げる印刷</p>
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		敷地面積が200㎡未満の場合は、10分の30とする。
	建築物の敷地面積の最低限度	500㎡	
	壁面の位置の制限	<p>敷地が都市計画道路3.5.8号橋本小山線、都市計画道路3.5.9号橋本駅前通り線又は都市計画道路3.6.3号橋本駅北口線に接する建築物の壁又は柱の面は、都市計画道路境界線から2メートル以上後退した位置とする。</p> <p>ただし、渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物、工作物及びこれらの部分については、この限りでない。</p>	<p>敷地が都市計画道路3.5.8号橋本小山線又は都市計画道路3.6.3号橋本駅北口線に接する建築物の壁又は柱の面で地盤面からの高さ2.5メートル以下の部分は、都市計画道路境界線から1メートル以上後退した位置とする。</p>